

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

香川県立白鳥病院

【目的】

患者への薬学的なケアの充実と、形式的な問い合わせにおける待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で、本取り決めに運用することとする。

【概略】

平成 22 年 4 月 30 日厚生労働省医政局通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、**プロトコルに基づく薬物治療管理**の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医の負担軽減を図る目的で、**事前合意の締結**により、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項（処方箋による調剤）に規定する**医師の同意**が得られたものとして扱い、「院外処方箋における問い合わせの簡素化プロトコル」の運用を開始する。

ただし、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第 24 条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこととする。また、本取り決めの実施にあたって、薬剤師が患者に対して十分な説明を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益を生じないことを条件とする。

【問い合わせ不要項目】 内容の詳細は、「プロトコルに基づく薬物治療管理について」参照

- ①成分名が同一の銘柄変更
- ②剤形の変更
- ③規格の変更
- ④処方日数の適正化
- ⑤一包化・半割・粉碎・混合調剤
- ⑥外用薬の用法追記
- ⑦薬効に影響する用法の変更

【運用方法】

問い合わせ簡素化プロトコルに記載された事項について、保険薬局は変更内容を院外処方箋の「変更調剤等FAX連絡票」に記入し、「事前合意による変更」として、FAX（0879-23-1201）にて報告する。

【運用開始日】 令和 7 年 4 月 1 日

【問い合わせ窓口】 香川県立白鳥病院 薬剤部

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

電話番号：0879-25-4154

※ **残薬調整について**（詳細は、※※その他 お知らせ※※ 参照）

残薬分を差し引いた減数調剤の取り扱いが、「診療報酬点数表に関する事項＜通則＞4」に示されている。

当院では、本プロトコルの締結がある場合は、院外処方箋備考欄の＜保険薬局が残薬を確認した場合の対応＞において、いずれの項目にチェックがある場合においても、処方医に疑義照会は不要とし、「残薬調整後の報告可」として、処方日数を適正化する。

プロトコルに基づく薬物治療管理について

【原則】

- ・先発医薬品において、「変更不可」欄にチェックがあり、かつ「保険医署名」欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含量規格変更不可」「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬物治療の内容に影響を与えず、利便性が向上する場合に限る。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格など）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・麻薬、注射薬については、問い合わせ簡素化プロトコルの適用としない。ただし、以下の項に個別記載のある注射薬はその限りではない。

【問い合わせ不要項目】

①成分名が同一の銘柄変更

- ・先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品も可。
- 例）アムロジンOD錠5mg ⇔ ノルバスクOD錠5mg ⇔ アムロジピンOD錠5mg

②剤形の変更

- ・用法・用量が変わらない場合のみ可。
- ・安定性、利便性の向上のための変更に限る。
- ・ハップ剤⇔テープ剤、軟膏⇔クリーム剤の変更も可（成分が同じもの、枚数も原則同じとする）。
- ・注射薬のうち、ノボラピッド注フレックスタッチ⇔ノボラピッド注フレックスペンの変更は可。
- 例）アムロジピン錠5mg ⇔ アムロジピンOD錠5mg ミヤB M散 3g ⇔ ミヤB M錠 6錠
ロキソニンパップ100mg ⇔ ロキソニンテープ100mg 湿布（温感）⇔ （非温感）

③規格の変更

- ・別規格製剤がある場合の処方規格変更。
- ・合計処方量が変わらない場合。
- 例）5mg 2錠 → 10mg 1錠 10mg0.5錠 → 5mg 1錠
軟膏（5g）2本 → 軟膏（10g）1本
- ・規格により適応が異なる場合は変更不可。
- 例）カルベジロール、ビソプロロールなど

④処方日数の適正化

- ・「1日おきに服用」「週1回使用」などと指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合（明らかな間違いである場合）。
- 例）他の処方薬が28日分の場合
アレンドロン酸錠35mg 週1回 28日分 → 4日分
フロセミド錠20mg 1錠 1日1回朝食後「隔日投与」28日分 → 14日分

- ・次回診察日まで処方薬が不足する場合は、外来受診予定日（当日を含む）までの日数・回数に延長できる（明らかな間違いである場合）。

※外用薬は、日数使用のもの（例：硝酸イソソルビドテープ、ビソノテープ、リバスチグミンテープなど）

※インスリン、針も可（当該インスリンの処方量の使用範囲内での針の数量増は可）

⑤一包化・半錠・粉碎・混合

- ・「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由による、一包化・半錠・粉碎・混合などの調剤。
- ・一包化による「外来服薬支援料」を算定する場合は、算定要件を満たしていること。
- ・同日付で当院複数診療科から処方された薬は合わせて一包化することを認める。
- ・実施後 FAX 送信することで、一包化・半錠・粉碎・混合指示を反映させることとする。
- ・各医薬品の安定性データに留意のこと。半切・粉碎できない薬品の半切・粉碎は不可。
- ・必ず患者に服用方法および患者負担額について説明後、同意を得てから変更のこと。

⑥外用薬の用法追記

- ・外用薬の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法追記。
- ・FAX 送信することで、次回から用法を反映させることとする。

⑦薬効に影響する用法の変更

- ・内服のビスホスホネート製剤の用法が「起床時以外」の場合の「起床時」への変更

例）アレンドロン酸錠35mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 1日1回 起床時

- ・α-グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前以外」の場合の「食直前」への変更

例）ボグリボースOD錠0.3mg 1回1錠 1日3回 毎食後 → 1日3回 毎食直前

- ・初回処方時に用法を疑義照会し、確認がとれている漢方薬、EPA 製剤、EPA・DHA 製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与

例）大建中湯 7.5g 1回1包 1日3回 毎食後 → 1日3回 毎食前

例）ロサクソ酸エステル粒状カプセル900mg 1回1包 1日2回 朝夕食後→ 1日2回 朝夕食直後

初 版：2022 年 2 月 17 日

第 2 版：2023 年 2 月 16 日

第 3 版：2024 年 2 月 28 日

第 4 版：2025 年 3 月 31 日

※※ その他 お知らせ ※※

【残薬調整について】（麻薬、抗がん剤、高カロリー輸液を除く）

処方箋備考欄＜保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応＞において、いずれの項目にチェックがある場合においても、**残薬調整後の報告可**とし、残薬状況を確認し、残薬分を差し引いた数量のみ調剤する。

調剤後、残薬状況と実際に患者へ交付した薬剤の数量等を、院外処方箋の「変更調剤等 FAX 連絡票」で報告する。

- ・継続が必要な処方の日数・回数はゼロにしない。次回処方漏れ防止のため、必ず1以上とする。
- ・処方を継続する必要がなく、削除する場合は、「0（削除）」とし削除を併記する。
- ・用法の一部に対する減数調剤はできない。 例）1日3回朝昼夕食後のうちの昼食後のみの減数
- ・残薬があり著しい服薬アドヒアランス低下が疑われる場合は、「服薬情報提供書（トレーシングレポート）」で残薬の背景や理由も含め情報提供する。香川県薬剤師会「服薬情報提供書」の様式を使用する。 例）20日分→10日分（10日分残薬あり） 3本→1本（2本残薬あり）

※インスリン、針も可

【処方変更・調剤後の連絡について】

・プロトコールに基づく処方変更内容は、院外処方箋の「変更調剤等FAX連絡票」に記入し、「事前合意による変更」として、FAXにて報告する。

・**一般名処方**に基づいて調剤した場合、および後発医薬品・基礎的医薬品を変更調剤した場合は、**FAXによる報告は不要**とする。

例）基礎的医薬品：バクタ→ダイフェン

一般名処方マスタが削除になった医薬品（後発品と先発品が同じ薬価）

：ムコスタ⇔レバミピド、レバミピド「EMEC」→「他メーカー」も報告不要。

- ・「先発医薬品」から「後発医薬品」に変更する場合は、初回のみFAXで報告する。（処方を修正し、次回からの処方に反映させる為）
- ・処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底すること。
- ・調剤した薬剤の銘柄等については、保険薬局で情報を管理し、病院からの求めに応じ情報提供を行うこと。
- ・不明な点がある場合は従来どおり、処方医に疑義照会を行うこと。

疑義照会は、口頭による間違い防止のため、原則、疑義照会用紙を用いたFAX送受信による。

【長期収載品の選定療養に係る薬剤の変更について】

次の場合は「変更調剤等FAX連絡票」を用いて変更の結果と理由を報告する。

- ・処方箋に「患者希望」のチェックがあるが、患者と相談した結果、後発医薬品を調剤した場合。
- ・剤形上の理由から、薬局の判断で長期収載品を調剤した場合。
- ・在庫の都合で、長期収載品を調剤した場合。

※なお、医療上の必要性（変更不可）にチェックがあるが、懸念することがあれば疑義照会すること。

（疑義照会せずに変更調剤することは認められない。）